大野川ダム操作規則

第１章　総　　則

（通　則）
第１条　大野川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）
第２条　大野川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第２章　貯水池の水位等

（洪　水）
第３条　洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒 9.6 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期及び非洪水期）
第４条　洪水期及び非洪水期は、次の各号に規定する期間とする。
一　洪水期　６月 15 日から９月 30 日までの期間
二　非洪水期　10 月１日から翌年６月 14 日までの期間

（水　位）
第５条　貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）
第６条　貯水池の常時満水位は、標高 142.5 メートルとし、第 13 条の規定により洪水調節を行う場合及び第 15 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

（サーチャージ水位）
第７条　貯水池のサーチャージの水位は、標高 149.6 メートルとし、第 13 条の規定により洪水調節を行う場合及び第 15 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合には、水位をこれより上昇させてはならない。

第３章　貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）
第８条　洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高 142.5 メートルから標高 149.6 メートルまでの容量 720,000 立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持のための利用）
第９条　流水の正常な機能の維持は、標高 135.5 メートルから標高 142.5 メートルまでの容量 370,000 立方メートルのうち最大 320,000 立方メートルを利用して行うものとする。

（水道用水の供給のための利用）
第 10 条　水道用水の供給は、標高 135.5 メートルから標高 145.0 メートルまでの容量 370,000 立方メートルのうち最大 50,000 立方メートルを利用して行うものとする。

第４章　洪水調節等

（洪水警戒体制）
第 11 条　佐渡地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。
一　新潟地方気象台から佐渡市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
二　その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。
２　局長は､第 15 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）
第 12 条　局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに次の各号に定める措置をとらなければならない。
一　細則で定める関係機関との連絡及び気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
二　ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の点検、その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

（洪水調節）
第 13 条　局長は、流入量が毎秒 9.6 立方メートルに達するまでは、ジェットフローゲート又はホロージェットバルブを操作して放流を行い、流入量が毎秒 9.6 立方メートルに達した後は､ホロージェットバルブの開度を 46％の一定開度に固定して放流することにより、洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の状況により、特に必要があると認める場合においては、この限りではない。

（洪水調節等の後における水位の低下）
第 14 条　局長は､前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後にあっては、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量､洪水に達しない流水の調節を行った後にあっては、毎秒 9.6 立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

（洪水に達しない流水の調節）

第15条　局長は、気象、水象、その他の状況により、必要と認める場合においては、細則で定めるところにより洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（洪水警戒体制の解除）

第16条　局長は、細則で定めるところにより洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第５章　貯留された流水の放流

（貯留された流水を放流することができる場合）

第17条　ダムによって貯留された流水は、第６条、第７条、第13条、第14条、第15条、第20条の規定による場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

一　第23条第１項の規定によりゲート等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二　前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。

２　前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒9.6立方メートルとする。

（放流の原則）

第18条　局長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより放流によって下流に急激な水位の変動を生じないよう努めるものとする。

（放流量）

第19条　ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、第13条、第14条、第17条第２項及び第20条に規定する量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

（流水の正常な機能の維持のための放流）

第20条　局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第１に掲げる水量を確保できるよう必要な流水をダムから放流しなければならない。

（放流に関する通知等）

第21条　局長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

（ゲート等の操作）

第22条　ダムから放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第６章　点検、整備等

（計測、点検及び整備）

第 23 条　局長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

２　前項の点検及び整備においてゲート等から放流を行う必要がある場合は、流入量が毎秒 0.63 立方メートル以下のときに行うことを原則とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

３　局長は、第１項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則に定めるところにより基準を定めなければならない。

（観　測）

第 24 条　局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

２　前条第２項の規定は、前項の場合に準用する。

（記　録）

第 25 条　局長は、ゲート等を操作し、第 23 条第１項の規定による計測、点検及び整備を行い並びに前条第１項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第７章　雑　　則

（細　則）

第 26 条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、別途定める。

附　則

この規則は、平成 29 年９月８日から適用する。

附　則

この規則は、平成 30 年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和元年７月 18 日から適用する。

別表第１（第20条関係）

期間	必要水量 （単位：毎秒立法メートル）	
	ダム地点	長谷川合流点
1/1～5/31	0.014	0.064
6/1～6/5	0.133	0.064
6/6～6/10	0.146	0.064
6/11～6/15	0.152	0.064
6/16～6/20	0.150	0.064
6/21～6/25	0.185	0.064
6/26～6/30	0.226	0.064
7/1～7/5	0.237	0.064
7/6～7/10	0.245	0.064
7/11～7/150	0.244	0.064
7/16～7/20	0.242	0.064
7/21～7/25	0.249	0.064
7/26～7/30	0.258	0.064
7/31～8/4	0.255	0.064
8/5～8/9	0.253	0.064
8/10～8/14	0.234	0.064
8/15～8/19	0.213	0.064
8/20～8/24	0.197	0.064
8/25～8/29	0.180	0.064
8/30～9/3	0.039	0.064
9/4～9/8	0.022	0.064
9/9～12/31	0.014	0.064